

東京都板橋区国民健康保険はり、きゅう、マッサージ・指圧施術費助成事業実施要綱

令和6年11月29日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が、はり、きゅう及びマッサージ・指圧の施術（以下「施術」という。）を割引料金で受けるために必要な事項を定め、もって高齢者の健康を維持し、快適な日常生活の維持向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 割引券の交付対象者は、次の各号の要件を全て備えた者とする。

- (1) 区内に住所を有し、国民健康保険に加入している者
- (2) 当該年度末までに65歳から75歳までの年齢に到達する者
- (3) 保険料を滞納していない者

(利用料金)

第3条 この事業の利用者の自己負担は、1,000円とする。

(交付枚数)

第4条 割引券の交付枚数は、1人につき年度内7枚とする。

(交付申請)

第5条 割引券の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかにより、区長に申請するものとする。

- (1) 申込書（別記第1号様式）又は被保険者記号・番号、住所、電話番号、フリガナ、氏名、生年月日を記入した書面をもって、郵送による申請
- (2) 電子情報処理組織による申請（この場合は、東京都板橋区長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年東京都板橋区規則第1号）の規定を準用して行うものとする。）
- (3) 申込書（別記第1号様式）による国保年金課窓口での申請

2 申請期間は当該年度4月1日から、前項第1号及び第2号については2月末日まで、同項第3号については3月末日までとする。

(認定及び交付)

第6条 区長は、前条第1項第1号及び第2号による申請を受理したときは、その資格要件を審査し、認定した対象者に割引券を郵送により交付する。この場合において、送付先として住所地以外を指定することはできない。また、同項第3号により本人確認書類を提示し申請した者については、割引券を直接交付する。

- 2 区長は、不交付の決定をした場合は、前条第1項第1号及び第3号による申込みをした者にあつては、割引券を交付できない旨の通知書（別記第2号様式）により通知し、同項第2号による申込みをした者にあつては、電子情報処理組織により割引券を交付できない旨通知する。

（利用方法及び利用期間）

第7条 利用者は、区が指定している区内施術所において、割引券1枚につき1人1回の施術を第3条の規定による金額を負担して受けることができる。ただし、利用者の事情により出張にかかる経費を自己負担して出張施術を受けることを妨げない。なお、利用期間は当該年度4月1日から3月31日までとする。

（認定の取消）

第8条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、割引券の交付決定を取り消すことができる。

- （1）偽り、その他不正な手段により割引券の交付を受けたとき。
- （2）割引券を不正に使用したとき。
- （3）割引券を無断で他人に譲渡したとき。
- （4）その他区長が利用を不相当と認めたとき。

- 2 利用者は、前項の規定により割引券の交付決定を取り消されたときは、割引券を区長に返納しなければならない。

（費用の弁償）

第9条 区長は、前条第1項の規定により割引券の交付決定を取り消した場合で、利用者が既に施術を受けたときは、施術に係る対価のうち、割引券で賄われた費用について、利用者に弁償させることができる。

（事業の委託）

第10条 区長は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に定める免許を受けた施術者の団体に、施術の割引券取扱を委託する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に東京都板橋区国民健康保険はり、きゅう、マッサージ・指圧施術費助成事業実施要領（平成元年6月2日決定）第6の規定により認定を受けている者は、第6条第1項の規定による認定を受けた者とみなす。